

犯罪被害者とその家族

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 理事長

中央大学 名誉教授 椎橋隆幸

1. 犯罪被害者等が直面する困難

(1) 身体的・精神的・経済的損失

- 生命・身体犯、性犯罪、DV、ストーカー
- 虐待、財産犯、交通事件
- 近年の問題 性犯罪・性暴力事案
- 兄弟を亡くした被害者

(2) 二次的被害

- 刑事司法機関、マスコミ、行政・医療関係者、職場・学校関係者、親戚、知人・友人、近所の人など

2. 国の被害者施策の展開

(1) 個別的対応

- 昭和55(1980)年 犯罪被害者等給付金支給法 制定
- 平成8(1996)年 被害者対策要綱(警察庁) 策定
- 平成12(2000)年 犯罪被害者保護関連二法 成立

(2) 総合的・計画的対応

- 平成16(2004)年 犯罪被害者等基本法 成立
- 平成17(2005)年 犯罪被害者等基本計画 策定
- 5年毎に第2次、3次、4次(令和3年～)と続く

3. 基本法の目的・理念と 基本計画による施策の実現

(1) 基本法の目的・理念

- 基本法の目的は犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること
- 基本法の理念は犯罪被害者等がその尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有し、その事情に応じた適切な施策を講じられ、再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れなく支援を受けること

3. 基本法の目的・理念と 基本計画による施策の実現

(2) 基本法と基本計画のスキームの優れた点

基本計画は被害者等の権利利益の保護を図る目的を達成するため4つの基本方針と5つの重点課題の下に被害者施策を実施している。

そして各施策の実施状況について、犯罪被害者等施策推進会議において、その実施状況に関する検証・評価及び監視を行い、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ、基本計画の見直しを行う、としている。

実現した施策を評価し、残された課題、新たに見えたニーズには果敢に取り組んでいく姿勢は高く評価されよう。

3. 基本法の目的・理念と 基本計画による施策の実現

4つの基本方針

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ② 個々の事情に応じて適切に行われること
- ③ 途切れることなく行われること
- ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

3. 基本法の目的・理念と 基本計画による施策の実現

5つの重点課題

- ① 損害回復・経済的支援等への取組
- ② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- ③ 刑事手続への関与拡充への取組
- ④ 支援等のための体制整備への取組
- ⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

4. 実現された施策と残された課題

(1) 情報の提供

- 被害者連絡制度、被害者の手引の作成・配布(警察庁)
- 「犯罪被害者の方々へ」(法務省)など



出典: 法務省ウェブサイト
「犯罪被害者の方々へ」
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html

4. 実現された施策と残された課題

(2) 被害回復・経済的支援

犯罪被害給付制度(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律)

(昭和55年法律第36号、平成13年4月及び平成20年4月に改正)

故意の犯罪行為により重大な被害を受けたにもかかわらず、他の公的救済も受けられない被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、給付金を支給するもの

給付金の種類:

- 遺族給付金 例:約300万～872万円(一定の生計維持関係遺族がいる場合)
- 重傷病給付金 上限120万円
- 傷害給付金 例:重度の障害(1級～3級)が残った場合 約400万～1000万円

4. 実現された施策と残された課題

(2) 被害回復・経済的支援

■ 課題:

- 裁定期間が7ヶ月(令和2年度)
- 仮給付の積極的活用
- 被害直後の日常生活に必要な諸経費は見舞金等(地方自治体の条例による)の活用が拡大している

なお、司法解剖後の遺体修復・遺体搬送、性犯罪被害者に係る緊急避妊等の各種の公的負担制度が用意されている。

4. 実現された施策と残された課題

(3) 刑事手続への関与の拡大

①「犯罪被害者保護関連二法」の成立(2000年)

ア 性犯罪の告訴期間の撤廃

イ 証人の負担軽減のための措置

- ・証人尋問の際の証人への付き添い
- ・証人尋問の際の証人の遮へい措置
- ・ビデオリンク方式による証人尋問

ウ 被害者等による心情その他の意見の陳述

エ 検察審査会の審査申立権者の範囲拡大

オ 公判手続の優先的傍聴

カ 公判記録の閲覧及び謄写

キ 民事上の争いの刑事手続における和解

4. 実現された施策と残された課題

(3) 刑事手続への関与の拡大

②「犯罪被害者等の権利利益保護法」成立(2007年)

ア 被害者参加制度

被害者参加人、在廷権(刑訴316条の33、34)

証人の尋問(同法316条の36)

被告人に対する質問(同法316条の37)

証拠調べ終了後の弁論としての意見陳述(同法316条の38)

4. 実現された施策と残された課題

(3) 刑事手続への関与の拡大

②「犯罪被害者等の権利利益保護法」成立(2007年)

イ 損害賠償命令制度

刑事手続の成果を利用した簡易・迅速な(原則4回以内の審理)手続によって被害者への損害賠償を申し立てる制度

■ 課題:

- ・弁護士費用の負担 債務名義を得ても資力のない加害者から損害回復を図れない場合が多い
- ・民事執行法の改正 財産開示手続の導入(平成15年) 第三者からの情報取得手続の新設(令和元年)

4. 実現された施策と残された課題

(3) 刑事手続への関与の拡大

③「人を死亡させた罪」の公訴時効の廃止・延長(2010年)

④性犯罪の罰則等の改正(2017年) 性犯罪の非親告罪化

4. 実現された施策と残された課題

(4) 精神的被害の回復等

第3次基本計画において、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診察料及びカウンセリング料の公費負担制度が全国で整備された(2018年 警察庁)。

また、性犯罪・性暴力の被害者等に対し、被害直後からの総合的支援を、病院をはじめ、可能な限り1ヶ所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ること等を目的としたワンストップ支援センターが2018年に全都道府県に設置された。

さらに、第4次基本計画においては、夜間・休日でも相談を受け付けるコールセンターの設置等のワンストップ支援センターのさらなる体制強化が掲げられている。

4. 実現された施策と残された課題

(5) 総合的対応窓口の設置

犯罪被害者の事情に応じてきめ細かな対応をすることが実効的な支援につながるため窓口対応は極めて重要。

2019年4月に全ての地方公共団体において総合的な対応窓口が設置された。また、総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化のためには、総合的対応窓口には被害者等支援の専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士等)を配置することが重要である。2021年4月現在、17都道府県・政令指定都市、89市区町村において、総合的対応窓口等に専門職が配置されている。

5. 今後への期待

国、地方公共団体、被害者団体、
民間の被害者支援団体、各種の被害者支援団体の
間における役割の適切な分担と
一層の連携・協力の強化が望まれる。